

農地所有適格法人報告書

自 年 月 日
至 年 月 日

年 月 日

苫前町農業員会会長 様

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

電話番号

次のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1. 法人の概要

法人の名称及び 代表者の氏名		
主たる事務所の 所在地		
経営面積 (ha)	田	
	畑	
	採草放牧地	
法人形態		

2. 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	

(2) 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
報告日の属する年 (実績又は見込み)		

4. 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

(1) 農業（労務管理や市場開拓等も含む。）への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への年間 従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(記載要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業（労務管理や市場開拓等を含みます。）を行う期間のうち、その者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間：年 か月

(2) 「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況

(該当する期間を役員等ごとに、直近実績は ← → 見込みは ← → で示してください。)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間													
その者が農作業に常時従事する期間													

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることです。)

(記載要領)

- 1 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 2 「2 (1) 事業の種類」の「関連事業等」とは
 - (1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せて行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業です。
- 3 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3 (1) 農業関係者」は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号) 第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。
複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 「3 (2) 関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。
- 6 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができません。

【本様式に添付する書類】 (農地法施行規則第58条関係)

- ①定款の写し (以前に農業委員会に提出していて、その後定款変更していない場合は、省略可)
- ②農事組合法人の場合は、組合員名簿、株式会社の場合は、株主名簿の写し
- ③承認会社が構成員となっている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面とその承認会社の株主名簿の写し
- ④使用人を農作業の従事者とする場合には、その使用人を確実に雇用していることを証する書面 (雇用契約書の写し・法人代表による証明書など)
- ⑤その他、農業委員会から求められた参考となるべき書類

